

学校教育法施行規則等の一部を改正する省令要綱

第一 学校教育法施行規則の一部改正

一 連携型中学校の各学年における必修教科等の授業時数、各学年における選択教科等に充てる授業時数及び各学年におけるこれらの総授業時数について定めること。（第五十四条の四及び別表三の二関係）

二 学校教育法施行規則第五十四条の三の規定により高等学校における教育との一貫性に配慮した教育を施す中学校については中学校の基準を、学校教育法施行規則第五十七条の四の規定により中学校における教育との一貫性に配慮した教育を施す高等学校については高等学校の基準をそれぞれ適用するほか、教育課程の基準の特例について文部科学大臣が別に定めることとする。（第五十四条の五及び第五

十七条の五関係）

三 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 その他（附則関係）

この省令は、平成十六年四月一日から施行すること。

文部科学省令第二十二号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十八条及び第四十三条の規定に基づき、学校教育法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十六年三月三十一日

文部科学大臣 河村 建夫

学校教育法施行規則の一部を改正する省令

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第五十四条中「併設型中学校」の下に「及び第五十四条の三第二項に規定する連携型中学校」を加える。

第五十四条の四を第五十四条の六とし、第五十四条の三の次に次の二条を加える。

第五十四条の四 連携型中学校の各学年における必修教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間のそれぞれの授業時数、各学年における選択教科等に充てる授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第三の二に定める授業時数を標準とする。

第五十四条の五 連携型中学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準の特例

として文部科学大臣が別に定めるところによるものとする。

第五十七条の四の次に次の一条を加える。

第五十七条の五 連携型高等学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準の特例として文部科学大臣が別に定めるところによるものとする。

別表第三の二中「別表第三の二（第六十五条の四及び第六十五条の十四関係）」を「別表第三の二（第五十四条の四、第六十五条の四及び第六十五条の十四関係）」に改める。

#### 附 則

この省令は、公布の日から施行し、平成十六年四月一日から適用する。

学校教育法施行規則の一部を改正する省令（昭和二十二年文部省令第十一号）の新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改正後	現行
<p>第五十四条 中学校（併設型中学校及び第五十四条の三第二項に規定する連携型中学校を除く。）の各学年における必修教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間のそれぞれの授業時数、各学年における選択教科等に充てる授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第二に定める授業時数を標準とする。</p> <p>第五十四条の四 連携型中学校の各学年における必修教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間のそれぞれの授業時数、各学年における選択教科等に充てる授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第三の二に定める授業時数を標準とする。</p> <p>第五十四条の五 連携型中学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準の特例として文部科学大臣が別に定めることによるものとする。</p>	<p>第五十四条 中学校（併設型中学校を除く。）の各学年における必修教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間のそれぞれの授業時数、各学年における選択教科等に充てる授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第二に定める授業時数を標準とする。</p> <p>第五十四条の二 第五十四条の三（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

第五十四条の六 (略)

第五十七条の五 連携型高等学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準の特例として文部科学大臣が別に定めるところによるものとする。

第五十九条 高等学校の入学は、第五十四条の六の規定により送付された調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査（以下本条中「学力検査」という。）の成績等を資料として行う入学者の選抜に基づい

第五十四条の四 校長は、中学校卒業後、高等学校、高等専門学校その他の学校に進学しようとする生徒のある場合には、調査書その他必要な書類をその生徒の進学しようとする学校の校長あて送付しなければならぬ。ただし、第五十九条第三項（第七十三条の十六第五項において準用する場合を含む。）及び同条第四項の規定に基づき、調査書を入学者の選抜のための資料としない場合は、調査書の送付を要しない。

第五十五条 第五十七条の四 (略)

(新設)

第五十九条 高等学校の入学は、第五十四条の四の規定により送付された調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査（以下本条中「学力検査」という。）の成績等を資料として行う入学者の選抜に基づい

て、校長が、これを許可する。

）（略）

第六十五条の十 第二十二條の二から第二十二條の四まで、第二十二條の六、第二十三條の二、第二十三條の三、第二十六條、第二十七條、第二十八條、第四十四條、第四十六條から第四十九條まで、第五十二條の二、第五十二條の三、第五十六條の三、第六十條及び第六十二條の規定は、中等教育学校に、これを準用する。

第五十四條の六の規定は、中等教育学校の前期課程に、これを準用する。

）（略）

第七十三條の十六 第二十二條の二から第二十二條の四まで、第二十二條の六、第二十三條の二、第二十三條の三、第二十六條、第四十四條、第四十六條から第四十八條まで、第四十九條及び第五十六條の三の規定は、盲学校、聾学校及び養護学校に、これを準用する。

・（略）

第二十四條第二項、第四十三條、第五十二條の二、第五十二條の三及び第五十四條の六の規定は、盲学校、聾学校及び養護学校の中学部に、これを準用する。

て、校長が、これを許可する。

）（略）

第六十五条の十 第二十二條の二から第二十二條の四まで、第二十二條の六、第二十三條の二、第二十三條の三、第二十六條、第二十七條、第二十八條、第四十四條、第四十六條から第四十九條まで、第五十二條の二、第五十二條の三、第五十六條の三、第六十條及び第六十二條の規定は、中等教育学校に、これを準用する。

第五十四條の四の規定は、中等教育学校の前期課程に、これを準用する。

）（略）

第七十三條の十六 第二十二條の二から第二十二條の四まで、第二十二條の六、第二十三條の二、第二十三條の三、第二十六條、第四十四條、第四十六條から第四十八條まで、第四十九條及び第五十六條の三の規定は、盲学校、聾学校及び養護学校に、これを準用する。

・（略）

第二十四條第二項、第四十三條、第五十二條の二、第五十二條の三及び第五十四條の四の規定は、盲学校、聾学校及び養護学校の中学部に、これを準用する。

(略)

別表第三の二(第五十四条の四、第六十五条の四及び第六十五条の十四関係)

(略)

(略)

別表第三の二(第六十五条の四及び第六十五条の十四関係)

区	業時数									
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	外国語	道徳の授業時数
第一学年	一四〇	一〇五	一〇五	一〇五	四五	四五	九〇	七〇	一〇五	三五
第二学年	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	三五	三五	九〇	七〇	一〇五	三五
第三学年	一〇五	八五	一〇五	八〇	三五	三五	九〇	三五	一〇五	三五
特別活動の授業時数	三五	三五	三五	三五						
選択教科等に充てる授業時数	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
総合的な学習の時間の授業時数	七〇	七〇	七〇	七〇						
総授業時数	九八〇	九八〇	九八〇	九八〇						

備考

- 一 この表の授業時数の一単位時間は、五十分とする。
- 二 特別活動の授業時数は、第六十五条の五第一項において準用する中学校学習指導要領で定める学級活動（学校給食に係るものを除く。）に充てるものとする。
- 三 選択教科等に充てる授業時数は、選択教科の授業時数に充てるほか、特別活動の授業時数の増加に充てることができる。
- 四 選択教科の授業時数については、文部科学大臣に定めるところによる。
- 五 各学年においては、必修教科の授業時数から七十を超えない範囲内の授業時数を減じ、文部科学大臣が別に定めるところにより選択教科の授業時数の増加に充てることができる。ただし、各学年において、必修教科の授業時数から減ずる授業時数は、一必修教科当たり三十五を限度とする。

○文部科学省告示第六十号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第六十五条の六及び第六十五条の十一の規定に基づき、中等教育学校並びに併設型中学校及び併設型高等学校の教育課程の基準の特例を定める件（平成十年文部省告示第百五十四号）の一部を次のように改正し、平成十六年四月一日から施行する。

平成十六年三月三十一日

文部科学大臣 河村 建夫

1の二の次に次のように加える。

三 中等教育学校並びに併設型中学校及び併設型高等学校における指導については、次のように取り扱うものとする。

イ 中等教育学校の前期課程及び併設型中学校と中等教育学校の後期課程及び併設型高等学校における指導の内容については、各教科や各教科に属する科目の内容のうち相互に関連するものの一部を入れ替えて指導することができること。

ロ 中等教育学校の前期課程及び併設型中学校における指導の内容の一部については、中等教育学校の

後期課程及び併設型高等学校における指導の内容に移行して指導することができること。

ハ 中等教育学校の後期課程及び併設型高等学校における指導の内容の一部については、中等教育学校の前期課程及び併設型中学校における指導の内容に移行して指導することができること。この場合において、中等教育学校の後期課程及び併設型高等学校において当該移行した指導の内容について再度指導しないことができること。

改正	現行
<p>1 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 中等教育学校並びに併設型中学校及び併設型高等学校における</p>	<p>1 中等教育学校並びに併設型中学校及び併設型高等学校における中高一貫教育（中学校における教育及び高等学校における教育を一貫して施す教育をいう。以下同じ。）において特色ある教育課程を編成することができるよう次のように教育課程の基準の特例を定める。</p> <p>一 中等教育学校の前期課程又は併設型中学校の選択教科については、次のように取り扱うものとすること。</p> <p>イ 各選択教科の授業時数は、第一学年については年間三十単位時間の範囲内、第二学年及び第三学年については年間七十単位時間の範囲内で当該選択教科の目的を達成するために必要な時数を各学校において定めること。ただし、特に必要がある場合には、これらを超えて必要な時数を各学校において定めることができること。</p> <p>ロ 学校教育法施行規則別表第三の二備考第五号の規定により必修教科の授業時数を減ずる場合は、その減ずる時数を当該必修教科の内容を代替することのできる内容の選択教科の授業時数に充てること。</p> <p>二 中等教育学校の後期課程又は併設型高等学校の普通科においては、生徒が高等学校学習指導要領（平成十一年文部省告示第五十八号）第一章第二款の4及び5に規定する学校設定科目及び学校設定教科に関する科目について習得した単位数を、合わせて三十単位を越えない範囲で中等教育学校又は併設型高等学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができること。</p>

指導については、次のように取り扱うものとする。

イ 中等教育学校の前期課程及び併設型中学校と中等教育学校の後期課程及び併設型高等学校における指導の内容については、各教科や各教科に属する科目の内容のうち相互に関連するもの一部を入れ替えて指導することができる。

ロ 中等教育学校の前期課程及び併設型中学校における指導の内容の一部については、中等教育学校の後期課程及び併設型高等学校における指導の内容に移行して指導することができる。

ハ 中等教育学校の後期課程及び併設型高等学校における指導の内容の一部については、中等教育学校の前期課程及び併設型中学校における指導の内容に移行して指導することができる。この場合においては、中等教育学校の後期課程及び併設型高等学校において当該移行した指導の内容について再度指導しないことができる。

2

(略)

附 則

この告示は、平成十六年度四月一日から施行する。

2 中等教育学校並びに併設型中学校及び併設型高等学校における高一貫教育においては、六年間の計画的かつ継続的な教育を施し、生徒の個性の伸長、体験学習の充実等を図るための特色ある教育課程を編成するよう配慮するものとする。

附 則

この告示中、第一項第一号の改正規定は平成十四年四月一日から、第一項第二号の改正規定は平成十五年四月一日から施行する。ただし、改正後の第一項第二号の規定は、平成十五年四月一日以降中等教育学校の第四学年に進級した生徒又は併設型高等学校の第一学年に入学した生徒（学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第六十四条の三第一項に規定する学年による教育課程の区分を設けない課程にあつては、同日以降に進級又は入学した生徒（同令第六十条の規定により入学した生徒で同日前に進級又は入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課及び全課程の修了の認定から適用する。

○文部科学省告示第六十一号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第五十四条の五、第五十七条の五並びに別表第三の二備考第四号及び第五号の規定に基づき、連携型中学校及び連携型高等学校の教育課程の基準の特例を次のように定め、平成十六年四月一日から施行する。

平成十六年三月三十一日

文部科学大臣 河村 建夫

1 連携型中学校及び連携型高等学校における中高一貫教育（中学校における教育と高等学校における教育との一貫性に配慮して施す教育をいう。以下同じ。）において特色ある教育課程を編成することができるように教育課程の基準の特例を定める。

一 連携型中学校の選択教科については、次のように取り扱うものとする。

イ 各選択教科の授業時数は、第一学年については年間三十単位時間の範囲内、第二学年及び第三学年については年間七十単位時間の範囲内で当該選択教科の目的を達成するために必要な時数を各学校において定めること。ただし、特に必要がある場合には、これらを超えて必要な時数を各学校において

定めることができること。

ロ 学校教育法施行規則別表第三の二備考第五号の規定により必修教科の授業時数を減ずる場合は、その減ずる時数を当該必修教科の内容を代替することのできる内容の選択教科の授業時数に充てること。

二 連携型高等学校の普通科においては、生徒が高等学校学習指導要領（平成十一年文部省告示第五十八号）第一章第二款の4及び5に規定する学校設定科目及び学校設定教科に関する科目について修得した単位数を、合わせて三十単位を超えない範囲で連携型高等学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができること。

2 連携型中学校及び連携型高等学校における中高一貫教育においては、六年間の計画的かつ継続的な教育を施し、生徒の個性の伸長、体験学習の充実等を図るための特色ある教育課程を編成するよう配慮するものとする。